

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策への対応について

- (1) 地球温暖化対策を着実に推進するため、温室効果ガス排出量の削減の方向性及び国・地方の役割分担について、財源を担保したうえで、具体的に示すこと。
- (2) 地球温暖化対策計画の推進を図るため、都市自治体はその役割に応じて実施する施策に対して、必要な財政措置を講じること。
- (3) 都市自治体が地球温暖化対策を着実に実施することができるよう、温室効果ガス排出量の算出に必要なデータの提供について、電気事業者に対する一層の指導を図ること。
- (4) ノンフロン製品への移行を円滑に実施するため、民間事業者に対する補助制度の更なる拡充を図ること。

2. 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

- (1) 現象解明を進めるとともに、越境汚染対策を含め、実効性のある大気汚染対策を講じること。
- (2) 精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律に周知・運用できる制度を整備すること。
- (3) 都市自治体が行う友好都市等との連携・協力の取組みに対し、支援措置を講じること。

3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。

また、浄化槽法で義務付けられている浄化槽の清掃について、浄化槽の大きさと使用人員のかい離している世帯等においては、法定検査や保守点検の結果に応じ、清掃指示を出すことができるよう法改正を行うこと。

4. 豊かな自然環境の保全と再生を図るため、国民一人ひとりが活動を推進するための新たな仕組みを構築すること。

5. 地域における湖沼の環境保全について、国において対策を推進するとともに、都
市自治体が行う事業に対し、更なる支援措置を講じること。
6. 地下水の保全を図るため、揚水規制や水質管理の徹底等に係る制度整備を図ると
ともに、公共性の高い貴重な資源である点を踏まえ、地下水利用に係る新たな方策
を講じること。
7. 特定外来生物への対策を強化すること。
8. 火葬場の整備等に対し、財政措置を講じること。
9. 山岳トイレ整備に対する財政措置の拡充を図ること。また、国立公園内集団施設
地区等の公衆トイレは、国が直轄で整備を進めること。